

令和8年6月26日  
午後2時00分開議  
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 千 春 | 2 番 | 柴 田 英 里 |
| 3 番 | 鈴 木 りつか | 4 番 | 平 居 ゆかり |
| 5 番 | 横 井 克 典 | 6 番 | 板 倉 克 典 |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 加 藤 明 由 |
| 9 番 | 小久保 照 枝 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 佐 藤 仁 志 | 12番 | 江 崎 貴 大 |
| 13番 | 加 藤 克 之 | 14番 | 高 橋 八重典 |
| 15番 | 早 川 公 二 | 16番 | 平 野 広 行 |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 16番 | 平 野 広 行 | 1 番 | 伊 藤 千 春 |
|-----|---------|-----|---------|

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

|                   |         |                                                                             |         |
|-------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|---------|
| 市 長               | 安 藤 正 明 | 副 市 長                                                                       | 村 瀬 美 樹 |
| 教 育 長             | 高 山 典 彦 | 企 画 部 長                                                                     | 佐 藤 文 彦 |
| 総 務 部 長           | 横 江 兼 光 | 市 民 生 活 部 長                                                                 | 飯 田 宏 基 |
| 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長 | 安 井 幹 雄 | 建 設 部 長                                                                     | 三 輪 秀 樹 |
| 教 育 部 長           | 渡 邊 一 弘 | 監 査 委 員<br>事 務 局 長                                                          | 水 谷 繁 樹 |
| 総 務 課 長           | 加 藤 正 寛 | 財 政 課 長                                                                     | 村 田 健太郎 |
| 人事秘書課長            | 神 野 忠 昭 | 企 画 政 策 課 長                                                                 | 太 田 高 士 |
| 防 災 課 長           | 富 居 利 彦 | 税 務 課 長                                                                     | 伊 藤 信 哉 |
| 収 納 課 長           | 細 野 英 樹 | 市 民 課 長 兼<br>十 四 山 支 所 長                                                    | 下 里 真理子 |
| 環 境 課 長           | 梅 田 英 明 | 市 民 協 働 課 長                                                                 | 岩 田 繁 樹 |
| 保険年金課長            | 中 野 修   | 健 康 推 進 課 長                                                                 | 木 村 仁 美 |
| 福 祉 課 長           | 後 藤 浩 幸 | 介 護 高 齢 課 長                                                                 | 鈴 木 京 子 |
| 児 童 課 長           | 伊 藤 一 幸 | 総 合 福 祉<br>セ ン タ ー 所 長 兼<br>十 四 山 総 合 福 祉<br>セ ン タ ー 所 長 兼<br>い こ い の 里 所 長 | 中 山 義 之 |

|                              |         |                                   |         |
|------------------------------|---------|-----------------------------------|---------|
| 産業振興課長                       | 上 田 忠 次 | 土 木 課 長                           | 西 尾 一 泰 |
| 都市整備課長                       | 三 輪 秀 樹 | 下 水 道 課 長                         | 梶 浦 智 也 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長            | 田 口 邦 郎 | 学 校 教 育 課 長                       | 藤 井 清 和 |
| 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長 | 飯 塚 義 子 | まちなか交流課長兼<br>歴史民俗資料館長兼<br>図 書 館 長 | 田 畑 由美子 |

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 伊 藤 淳 人 | 議 事 課 長 | 浅 野 克 教 |
| 書 記    | 鈴 木 悦 子 |         |         |

6 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

(追加日程)

日程第 2 発議第 3 号 安藤正明市長に対する辞職勧告決議について

(追加日程)

日程第 3 発議第 4 号 村瀬美樹副市長に対する辞職勧告決議について

日程第 4 議案第 28 号 物品の買入れについて

日程第 5 議案第 29 号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第 6 議案第 30 号 弥富市税条例の一部改正について

日程第 7 議案第 31 号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第 8 議案第 32 号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 9 議案第 33 号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第 10 議案第 34 号 令和 8 年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 11 議案第 35 号 令和 8 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 12 議案第 36 号 弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について

(追加日程)

追加日程第 1 議案第 36 号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議

日程第 13 議案第 37 号 弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について

(追加日程)

追加日程第 2 議案第 37 号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議

(追加日程)

日程第 14 議案第 38 号 令和 8 年度弥富市一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 15 議員派遣の件



〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 2 時 00 分 開議

○議長（高橋八重典君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋八重典君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 88 条の規定により、平野広行議員と伊藤千春議員を指名いたします。

ただいま、佐藤仁志議員ほか 2 名より発議第 3 号安藤正明市長に対する辞職勧告決議についてが提出されました。

お諮りいたします。

これを議事日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋八重典君） 異議なしと認めます。

よって、本案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第 2 発議第 3 号 安藤正明市長に対する辞職勧告決議について

○議長（高橋八重典君） これより、日程第 2、発議第 3 号安藤正明市長に対する辞職勧告決議についてを議題といたします。

本案は議員提案でありますので、提出者であります佐藤仁志議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤仁志議員。

○ 1 1 番（佐藤仁志君） 11 番 佐藤仁志。

発議第 3 号安藤正明市長に対する辞職勧告決議の提案の説明、そして理由を申し上げます。

本決議の主文並びに提案理由の骨子は、既にお配りしてあるとおりでございます。

本議会が安藤市長に対し即時の辞職を勧告するに至った理由は、市政トップの決定的な能力の欠如と度重なる不祥事に対する隠蔽体質により、市役所組織の自浄作用が完全に失われたためであります。その責任は、第 1 に、官製談合事件における独立した第三者委員会の設置拒否と組織的隠蔽、第 2 に、公金紛失や違法な課税など度重なる不祥事とマネジメント能力の欠如、第 3 に、市民を欺く形ばかりの給与減額と当事者意識の欠如、第 4 に、自浄作用の完全な喪失と村瀬副市長と共に適切な指導・監督を怠った重大な責任の以上の 4 点に集約されます。

よって、本市議会は一刻も早く新しい体制へ移行するため、安藤正明市長に対し即時の辞職を強く求めるものであります。

私が本日、安藤市長に対して直ちにその職を辞することを求めるのは、決して市長個人の好き嫌いや一生懸命やっているかどうかといった感情論、精神論を問題にしているのではありません。あくまで客観的な事実、そしてあまりにも悪過ぎる結果を前にこれ以上安藤市長の体制をこのままでは弥富市役所の立て直しは不可能であると断言せざるを得ないからです。

このたび本市で発生した官製談合事件、事の性質を分かりやすく野球に例えるならば、安藤市長はチームの監督であり、逮捕・起訴された元建設部長はマウンドを任されたエースピッチャーです。本来であれば1円でも市民の血税を無駄にしないようベストな試合をしなければならぬ。しかし、このピッチャーは相手チームである建設業界側に予定価格や参加業者という絶対の秘密を教えるという八百長を働きました。なぜか。建設業界側に嫌われれば、監督である市長からピッチャーを降ろされてしまうと恐れたからです。

市長は、じゃあ自分でその球を投げたわけじゃない、私は監督なんで何も手を下していないとおっしゃるでしょう。しかし、客観的に見ても極めて異例の抜てき人事、これによって建設部長を据え、マウンドに送ったのは安藤市長以外いません。結果として、あなたが抜てきしたピッチャーが八百長を働き、有罪判決を受けた。何より恐ろしいのは、これがこの3件の入札だけの話ではないということです。

安藤市長が就任されてからの8年間、本市の入札結果というスコアブックを客観的に見れば、落札率は常に限りなく100%に近い数字という異常な数字が出ています。客観的に。弥富市だけが市民の血税を無駄に流出させる負け試合を長年続けてきた。監督就任以来、これほど無残な結果を出し続けてきたトップとしての責任はもはや免れません。

さらに、直視すべき結果は入札問題だけにとどまりません。これは氷山の一角です。この官製談合を頂点として、本市では現場レベルでは信じられないような不祥事が蔓延しています。現金の紛失、不適切な会計処理、国からの交付金をもらい損ねる。違法で不適切な課税処分を行い、まだ確定していませんが、国家賠償法で10万円の賠償金を税金から払う。何度も言いますが、私は市長個人を責めているのではなく、市役所の職務上起きている組織的な異常を申し上げます。

近隣市町村はおろか全国を見渡しても、市役所の事務管理においてこれほどまでひどい結果を出し続けている市長はいません。異例の抜てきをした選手が八百長を働き、チームは長年負け続け、組織は規律を失い崩壊している。このような状態で、反省しました、次は頑張りますという言葉に一体誰が耳を貸すのでしょうか。即刻辞任し、新しい市長にその座を譲り、新体制の下でチームを根本から立て直す。これこそが安藤市長が取るべき唯一の責任の取り方です。

議員各位の御賛同を強くお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高橋八重典君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（高橋八重典君） 質疑なしを認め、これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 堀岡敏喜議員。

○10番（堀岡敏喜君） 10番 堀岡でございます。

私は、ただいま議題となっております安藤正明市長に対する辞職勧告決議案に反対の立場から討論を行います。

まず初めに申し上げます。今回の官製談合事件は、市民の市政に対する信頼を大きく損なう極めて重大な事案であります。元建設部長は刑事責任を問われ、市は懲戒免職処分を行い、関係事業者に対しても契約に基づく違約金請求を行いました。さらに、市長は本件に対する道義的責任を認め、自ら給料減額条例を提出しております。

私は、市長の道義的責任を否定するものではありません。しかしながら、本決議案には賛成することはできません。その理由は、本議会が既に公共工事入札問題調査特別委員会を設置し、現在も調査を継続しているからであります。本特別委員会は、単に個人の責任を論ずるためではなく、制度の運用、内部統制、組織運営、コンプライアンス体制などを客観的に検証し、再発防止につなげるために設置をされたものであります。本決議案では、官製談合事件のみならず、過去の様々な事案も含め市長の辞職を求める理由として掲げております。しかし、それらについて議会として十分な検証を終えたとは言えません。議会自ら設置した調査機関が調査を継続している中で、その結論を待たず辞職という最終的な政治判断を示すことは、議会として意思形成の順序として適切ではないと考えます。

議会の役割は、感情や推測によって結論を急ぐことではなく、事実を確認し、責任を明らかにし、その上で市民に対して責任ある判断を示すことであります。本件につきましても、特別委員会の調査結果及び提言を踏まえた上で必要な判断を行うべきであります。以上の理由により本決議案には反対をするものであります。

○議長（高橋八重典君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

発議第3号安藤正明市長に対する辞職勧告決議について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、この間の調査の中で私が再三求めてきたのは、高落札が続いているということで、この間、談合におけるような調査、これを求めてきたわけです。これは何年にもわたって求めてきました。しかしながら、その調査を結局行うこともせずに、このまま来てしまったおかげで今回のような談合事件が発覚してしまったという状況になっています。

その上で、その後、この事件を受けても再度調査を求めたんですが、その後もすぐに調査する気がないということで答えられていました。今はちょっと少し調査するということですが、やはりそういう認識の甘さ、ピントのずれがありまして、危機意識がなく、その本人の自覚がありません。そうした中では、やはりこの市長としての責務を全うするにはふさわしくないという判断を下さざるを得ないという状況です。

また、この高落札に対して物価高騰を理由にされておりますけれども、そもそも予定価格を算出するときに、その物価高騰も含めてそれを行っているわけですから、それはやっぱり99%近い状況が続いているということは、物価高騰のせいにするべきではないと思うんですよ。そうしたことも客観的に見て判断できなかったということから考えましても、やはり今の市長の下では、本当に今後しっかりと過去に遡っての調査が行われるかどうか大変不透明であり、信用できないという状況になりますので、やはり今、安藤市長に対しては辞めていただいて、その責任を全うしていただくほかないかというふうに判断しますので、この辞職勧告決議については賛成とさせていただきます。

○議長（高橋八重典君） 他に討論の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

ただいま上程されました発議第3号、安藤正明市長辞職勧告決議について、私は賛成の立場から討論いたします。

先ほど、まずこの市長の提案した内容につきましては、政治的、道義的責任を負う立場にあることを前提として、議会として一定の判断を示さなくてはなりません。つまり、今さら責任の有無を議論するというよりも、問題は、その責任をどのような形で果たし、市民の皆様から失われた信頼をどのように回復していくかという点であります。

一連の報道や名古屋地方裁判所における公判では、長年にわたって秘匿性の高い情報を漏えいし続けるうちに今回の犯行に及んだとの指摘がなされております。私は、この指摘を極めて重く受け止めております。仮にそのような事態があったとすれば、本件は単なる一職員の不祥事ではなく、市政全体の統治や組織風土にも関わる深刻な問題であったと言わざるを得ません。

市は、元建設部長を懲戒処分とし、談合に関係した4業者を指名停止処分とするとともに、

そのうち3業者に対して約2億4,000万円の契約違約金を請求しております。しかし、市民が被った損失は金銭的なものだけではありません。市政は本当に公平・公正に運営されているのか、市役所を信用してよいのかという不安や失望こそが最も深刻な損失であると私は考えております。

また、本市ではこの4年間の間に、今回の官製談合事件だけではなく、新庁舎建設工事に伴う残土処理をめぐる法令遵守上の問題、国民健康保険特別会計における繰越処理の誤り、議会の議決を経るべき契約手続に関する事務ミス、さらには国への実績報告の誤りにより、本来交付されるべき国庫補助金約730万円を受け取ることができなかった事案など、行政運営上の問題は相次いで発生している状態であります。もちろん、これはそれぞれの性質の異なる個別の事案であり、一律に論ずるべきものではありません。しかし、市民の行政に対する信頼を揺るがしかねない出来事が続いていることも事実であります。

地方自治において、首長には法令上の権限とともに市民の負託に応える政治的、道義的責任が求められております。その責任の重大性と信頼回復の必要性を考えるならば、上程されている給料の減額措置のみをもって十分であるとは言えません。市長自らがその責任の重さを真摯に受け止めて、進退について判断されることこそが市民の信頼回復と新たな市政運営への第一歩になるものと私は考えております。

議員各位におかれましては、市民の負託を受けた良識ある御判断の下、本決議案に御賛同いただきますようお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（高橋八重典君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（高橋八重典君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

発議第3号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋八重典君） 起立少数と認め、よって本案は否決されました。

次に、ただいま佐藤仁志議員ほか2名より発議第4号村瀬美樹副市長に対する辞職勧告決議についてが提出されました。

お諮りします。

これを議事日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋八重典君） 異議なしと認めます。

よって、本案を日程に追加し、議題することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 3 発議第 4 号 村瀬美樹副市長に対する辞職勧告決議について

○議長（高橋八重典君） これより、日程第 3、発議第 4 号村瀬美樹副市長に対する辞職勧告決議についてを議題といたします。

本案は議員提案でありますので、提出者である佐藤仁志議員に提案理由の説明を求めます。  
佐藤仁志議員。

○11 番（佐藤仁志君） 11 番 佐藤仁志。

発議第 4 号村瀬美樹副市長に対する辞職勧告決議について、提案の説明、そして理由を申し上げます。

お手元にあります本決議案の主文並びに提案理由の骨子は以下のとおりであります。

本市議会が村瀬副市長に対し即時の辞職を勧告するに至った理由は、行政実務を統括する立場でありながら、職責をないがしろにし、本市におけるガバナンスの崩壊と隠蔽体質を主導したためであります。その責任は、第 1 に、官製談合事件における形骸化した調査と隠蔽であり、実務トップとしての真相解明を阻み、幕引きを図っていることです。第 2 に、公金の紛失や違法な課税など度重なる重大不祥事に対して適切なる処理の放棄と議会への隠蔽体質、第 3 は、組織体質を改善できない行政能力の欠如と在任中の信頼回復が到底不可能であることの以上 3 点に集約されます。

よって、本市議会は一刻も早く新体制の下で真の第三者委員会を設置し、事件の全容解明と正常な規律がある市役所組織を取り戻すため、村瀬美樹副市長に対し即時の辞任を強く求めるものであります。

先ほどの安藤市長に対する辞職勧告決議案の提案理由でも申し上げたとおり、我が弥富市は今、市政史上最大にして最悪の信頼失墜の危機に瀕しています。この危機において事務方の最高責任者である副市長の責任もまた免れ得ないものであり、直ちにその職を辞することを求めるべく、本決議案を提出しました。

理由は大きく以下に集約されます。

先ほども申し上げたように市役所というチームが業者と申し合わせて最初から勝ち負けを決めていた八百長試合であることは先ほど述べたとおりです。野球は、ピッチャー 1 人では試合になりません。この八百長事案において、まさにヘッドコーチ兼キャッチャーとしてミットを構え全体をコントロールする要の立場に至るのは、ほかならぬ村瀬副市長であります。

副市長は、指名審査会の委員長という業者の選定や入札案件に関する最終決定権限を持つ組織の要の中の要でした。自分は部下から上がってきた報告を承認しただけだと言い訳されるのかもしれませんが。しかし、業者選定に関する客観的な比較資料は提出されず、何を審議したかという議事録すら存在していない。これは情報開示請求で、ないということです。確定しております。委員会が始まるまでに既に裏で全てが決まっていたという結果的には反

射的な証拠であります。これを委員長として追認し続けた責任は極めて重大です。

本市の入札結果がほとんど100%に張りついた90%台後半という極めて高い異常な落札率で高止まりしていること、また全国的なルールでは、既に一般競争入札を行っているような金額でも、何と建築工事で1億、土木工事5,000万まで指名競争入札を行うと。そして謎の地域要件、地域というのは極めて一般競争入札と言いながら極めて狭く縛っています。つまり、不公正な試合運びが行われていた客観的な事実です。事務方のトップである副市長が、私は直接指示をしていないと言い張ったところで、結果としてずうっと負け試合を続けてきた。分かりやすく言うと、市民に不利益を与え続けてきたという事実があります。副市長としての監督責任、審査委員長としての管理責任は、この数字だけで完全にアウトなんです。

さらに、市役所のOBの方々から極めて深刻な声が漏れ聞こえてきています。村瀬副市長の体制になってから、部下からの市長への報告や建設的な提案が上がっていない、市長まで上がっていない。副市長のところでいい情報も悪い情報もブロックされ止まってしまっているという話なんです。事の真偽について私が直接あれしたわけじゃないんですが、結果的にはそういうふうにしかなれません。都合の悪い情報は隠蔽する一方で、現場の若手や中堅職員が考えた新しいチャレンジや提案も全て副市長の段階で握り潰されてしまう。これでは一般職員のモチベーションは地に落ち、組織の自浄作用も完全に失われています。

弥富市の行政を正常化し、市民の信頼を根本から取り戻すために、市長の交代とともに事務方のトップである村瀬副市長にも一刻も早くその座を引いていただくこと以外に道はありません。

議員各位におかれましては、本辞職勧告決議案に満場一致で御賛同賜りますよう心からお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高橋八重典君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（高橋八重典君） 質疑のなしと認め、これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 堀岡敏喜議員。

○10番（堀岡敏喜君） 10番 堀岡でございます。

私は、ただいま議題となっております村瀬美樹副市長に対する辞職勧告決議案に反対の立場から討論を行います。

先ほども申し上げましたが、今回の官製談合事件は、本市行政に対する市民の信頼を大き

く損なう重大な事案であり、副市長を含めた執行部には重い道義責任があることは否定できません。また、副市長につきましても自ら給料減額条例を提出し、その責任を明らかにしております。しかしながら、本決議案には賛成することはできません。理由は、市長に対する決議案と同様であります。

本議会は、本件の真相を明らかにし、制度上及び組織運営上の課題を検証するため公共工事入札問題調査特別委員会を設置し、現在も調査を継続しております。特別委員会の目的は、個人の責任を先に決めることではなく、事実関係を整理し、組織として課題を明らかにし、再発防止策を導き出すことであります。

本決議案では副市長に対し辞職を勧告しておりますが、現時点では特別委員会による調査及び検証は終了しておりません。その段階で議会として最終的な政治判断を行うことは、調査を継続している特別委員会の存在意義にも関わる問題であります。

議会は、自ら設置した調査機関の結論を尊重し、その結果を踏まえて責任の在り方を判断すべきであります。拙速に結論を示すことは、議会自らの調査機能を損なうことにもつながりかねません。

以上の理由により、本決議案には反対するものであります。

○議長（高橋八重典君） 他に討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（高橋八重典君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

発議第4号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋八重典君） 起立少数と認め、よって本案は否決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第28号 物品の買入れについて

日程第5 議案第29号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第6 議案第30号 弥富市税条例の一部改正について

日程第7 議案第31号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第8 議案第32号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第9 議案第33号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第10 議案第34号 令和8年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第35号 令和8年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第36号 弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について

日程第13 議案第37号 弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について

○議長（高橋八重典君） この際、日程第4、議案第28号から日程第13、議案第37号まで、以上10件を一括議題といたします。

本案10件に関し、審査の経過と結果の報告を各常任委員長に求めます。

まず、横井克典総務建設委員長。

○総務建設委員長（横井克典君） 総務建設委員会に付託されました案件は、議案第29号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてははじめ4件です。

本委員会は、去る6月18日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第29号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員からは質疑、討論なく、採決の結果、議案第29号は、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第30号弥富市税条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、固定資産税の免税点引上げによる本市への影響はどのくらいかとの質問に市側より、令和8年度で試算すると、納税者は172件、固定資産税額は約190万円の減額となるが、減収分については地方交付税の算定において4分の3が補填されるとの答弁がありました。

さらに、軽自動車税のグリーン化特例延長による本市への影響はどの程度かとの質問に、市側より、グリーン化特例の対象となる車両は毎年10台前後で推移しており、軽自動車税への影響は大きくないと考えていますとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論はなく、採決の結果、議案第30号は、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてを審査いたしました。

委員より、今回の責任は職員の情報漏えいに対する管理監督責任なのか、それとも談合を放置してきた責任なのか、あるいはその両方なのかとの質問に、市側より、今回の談合事件に対する責任は重く受け止めており、その本質は職員に対する管理監督責任であるとの答弁がありました。

さらに、長年にわたり落札率が高い状態が続いていたのにもかかわらず調査を行わなかったことに対して責任をどのように認識しているのかとの質問に、各事業者が積算の上、応札した結果であると認識しており、特段の不信感を抱いていなかったとの答弁がありました。

他の委員から、給料30%2か月の減額とした判断根拠は何かとの質問に、他市事例を参考に管理監督責任の戒めとして提案したとの答弁がありました。

また、他の委員から、給料減額以外の責任の取り方や任期満了まで減額することは検討しなかったのかとの質問に、任期満了まで市政運営に当たり、市民への説明責任を果たしなが

ら信頼回復に努めることが自身の責任の取り方であると考え、2か月の減額としたとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論に入り、委員より、談合問題による市民への損害や組織的課題への認識が不十分であり、個人の問題として整理されている点も問題であるので反対する。他の委員からは、官製談合は不名誉な事件であり、管理監督責任は重いとする一方、過去に30%任期中約3年6か月の減額事例と比較すると、今回の30%2か月は軽いと考え反対する。さらに、他の委員から、海部地域ではまれな条例であり、8年弱で3から4回の不祥事減額が続く、水路問題も含め戒めが利かず、信頼回復は困難として反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第36号は、賛成少数で原案を否認いたしました。

最後に、議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について審査いたしました。

委員より、副市長の減額案は20%2か月で市長より10%低いが、副市長は指名審査委員会の最高責任者であり、官製談合においては市長と同等の責任があると考え。なぜ同額の30%としなかったのかとの質問に、市側より、私も組織の責任者として管理監督責任を果たす立場から自らを戒めたものであり理由は市長と同様である。市長との金額10%の違いについては、組織の責任者としての立場の違いによるものと認識しているとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論に入り、委員より、長年放置されてきた談合問題に対する認識は甘く、今後の調査対応にも不安があるため反対とする。他の委員から、副市長は指名審査委員会の委員長であり、実務上の最高責任者であることから、その責任は市長と同程度であると考え、今回の減額案には反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第37号は、賛成少数で原案を否認いたしました。

最後に、閉会中の所管事務調査として、市街化調整区域の活用についてを調査するため、特定事件継続調査申出を議長に提出することについて協議した結果、全員賛成で了承したことを御報告申し上げ、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（高橋八重典君） これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 堀岡敏喜議員。

○10番（堀岡敏喜君） 委員長、1点確認をさせていただきます。

委員長報告では、議案第36号、第37号について、それぞれ様々な反対理由が報告をされました。一方で、委員会として修正案や附帯意見を付すことについて議論はされたのでしょうか。また、その結果、どのような整理となったのか、お伺いをいたします。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○総務建設委員長（横井克典君） 慎重審議各委員から意見をもらったわけなんですけれども、反対討論のほうが多く、賛成討論は全くありませんでした。採決の結果、賛成1名、反対6名ということです。

そういったことから、この委員会の審査を真摯に市側に受け取っていただくための結果は出たと思っております。以上です。

○議長（高橋八重典君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 確認したいのは、修正案や附帯意見を付すことについて議論はされたのかということを確認させていただきます。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○総務建設委員長（横井克典君） 委員会として、そこまでの議論はする必要はないということとで議論はしておりません。

○10番（堀岡敏喜君） 以上で質疑を終わります。

○議長（高橋八重典君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（高橋八重典君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結いたします。

次に、江崎貴大厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（江崎貴大君） 厚生文教委員会の委員長報告をいたします。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第28号物品の買入れについてをはじめ4件です。

本委員会は、去る6月19日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第28号物品の買入れについてを審査いたしました。

委員より、タブレット購入金額2億390万7,000円のうち、国・県の補助はどの程度で導入はいつからの予定かとの質問に、市側より、3,438台を補助対象と考え、補助率3分の2を乗じ、補助金額は1億2,606万円です。導入の時期は、ネットワークの設定などを行い、令和9年2月に各学校での使用開始を予定していますとの答弁に続き、タブレットの切替えによる授業や生徒への影響はないかとの質問には、WindowsからiPadに変わることで多少の影響等があることを想定しており、教員等への操作説明会の実施やサポートデスクとの連携などにより影響を最小限にとどめていきたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第28号は、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第31号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、これまで利用料を改正してこなかった理由は。また、今回利用料の引上げを行

うに至った考え方及び根拠はとの質問に、市側より、昨今の物価高騰などにより事業費が増大する中であっても、支援員等を確保し、児童の生活に必要な備品等の充実、利用者の利便性向上のためのＩＣＴの活用など諸課題に対応し、児童クラブを安定的に継続していく必要があるという考え方の下、利用者による応益負担の原則から利用料を引き上げることとしましたとの答弁があり、続いて、今後の利用料の見直しをどのような方針で進めていくのかとの質問に、数年ごとに利用料の見直しを検討していくこととしていますが、利用者の負担が急激に変化することのないよう配慮し、受益者負担の適正化を図っていきますとの答弁がありました。

討論では、保護者の収入が1.2倍になっていない中での1.2倍の料金改定は、子育て世帯の負担が大きく増えることになる。他市町村と比べた料金改定とせず、逆に子育て支援を頑張る弥富をＰＲしていただきたいと反対討論があり、一方、周知期間を十分に設け、経過措置にも配慮された適切な制度設計となっている。保護者の方に一定の負担をお願いするからこそ、これまで以上に安全で質の高い放課後の居場所を提供する重い責任を負う、未来への投資であるとの賛成討論があり、採決の結果、賛成多数で原案を了承しました。

続いて、議案第32号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について及び議案第33号弥富市介護保険条例の一部改正についてを審査いたしました。

いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、議案第32号及び議案第33号を全員賛成で原案を了承しました。

続いて、閉会中の所管事務の調査を議題とし、私から、地域共生社会の実現に向けた自立支援施策の総点検の調査を継続する必要があるため、議長に特定事件継続調査申出することを委員に諮り、全員賛成で了承を得ましたので、本日付で議長に申出することを報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（高橋八重典君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋八重典君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、横井克典予算決算委員長。

○予算決算委員長（横井克典君） 予算決算委員会に付託されました案件は、議案第34号令和8年度弥富市一般会計補正予算（第3号）をはじめ2件です。

本委員会は、去る6月22日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第34号令和8年度弥富市一般会計補正予算（第3号）では、委員より、官製談合再発防止対策検討委員会委員報償費25万8,000円の積算根拠はとの質問に、市側より、

委員3名に対し1人当たり2万円を4回分見込んでいますとの答弁に対し、なぜ1回当たり2万円に設定したのかとの再質問があり、市側より、官製談合再発防止対策検討委員会は専門性が非常に高い委員会であることから、本市のいじめ問題調査特別委員会と同水準の1回当たり2万円に設定しましたとの答弁がありました。

他の委員より、3名の外部委員の構成はとの質問に、市側より、弁護士2名及び愛知大学法学部准教授1名で構成していますとの答弁がありました。

委員から、生活保護事業について、最高裁判決の内容はどのようなものかとの質問に、市側より、最高裁が平成25年の生活扶助基準改定について、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲を逸脱等あり、違法と判断されたものですとの答弁がありました。

また、追加給付の支給額はどの程度になるのかとの質問に、市側より、対象世帯数は447世帯を想定しており、支給額は数百円程度から26万5,000円程度まで世帯の状況により異なりますとの答弁がありました。

委員から、市街地整備費について、自由通路事業の補助金減額による市財政への影響と財源確保策はとの質問に、市側から、補助金不足分については交付税措置のある有利な地方債で対応するとともに、国に対して補助金確保を継続して要望していくとの答弁がありました。

続いて、補助金不足を補う地方債の種類と交付税措置率はとの質問に、市側より、公共事業等債及び公共施設等適正管理推進事業債を活用しており、いずれも充当率は90%である。また、交付税措置は公共事業等債が約22.2%、公共施設等適正管理推進事業債が30%ですとの答弁がありました。

他の委員から、自由通路等整備事業における補助金予定額と実際の補助金内示額、その割合はとの質問に、市側より、補助対象事業費3億6,000万円を要望したが、内示額は2億900万円であり、内示率は58%ですとの答弁がありました。

委員より、学校施設事業費について、小学校再編事業に充当する地方債の種類、充当率及び交付税措置率はとの質問に、市側から、学校教育施設整備事業債及び公共施設等適正管理推進事業債を活用しており、いずれも充当率は90%です。また、交付税措置率は、学校教育施設整備事業債が約66.7%、公共施設等適正管理推進事業債が約50%ですとの答弁がありました。

委員より、継続費についてとして、前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出見込額の表における財源内訳のその他4,000万円とは何かとの質問に、市側より、公共施設整備基金繰入金ですとの答弁がありました。

このような質疑を経て討論に入り、自由通路事業は補助金不足や物価高騰による将来的な財政負担の増大が懸念されるにもかかわらず、資金計画の資料が示されていないとの反対討論があり、採決の結果、議案第34号は、賛成多数で原案を了承しました。

最後に、議案第35号令和8年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）を審査いたしました。

質疑や討論もなく、採決の結果、議案第35号は、全会一致で原案を了承いたしました。

以上について原案を了承しましたことを御報告し、予算決算委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋八重典君） これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（高橋八重典君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

会議規則第53条の規定により、最初に反対者、次に賛成者と反対者をなるべく交互になるよう指名してまいります。

また、会議規則第57条第1項の規定により、発言時間は1議案3分までとします。ただし、複数議案に対し討論を行う場合は5分までといたします。

順次発言を許します。

まず、横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

私は、議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について及び議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についての2件について、反対の立場から討論を行います。

両議案は同趣旨でありますので、併せて申し上げます。

まず今回の事件について、6月23日の判決において名古屋地方裁判所の梅澤裁判官は、長年にわたって秘匿性の高い情報を漏えいし続けるうちに今回の犯行に及んだと指摘しました。この指摘は今回提起された3件の工事にとどまらず、長年にわたり情報漏えいが継続していた可能性を示す極めて重いものであります。本件は、単なる一過性の不祥事ではなく、市政全体の統治や組織風土にも関わる深刻な問題であることを示唆するものであり、今回提案されている処分内容が、その重要性に見合うものであるのかが厳しく問われています。

私がこの2つの議案に反対する理由は、次の5点であります。

1点目は、落札率99%という状況について、これまで議会から繰り返し指摘がなされていたにもかかわらず、十分な対応が取られないまま今回の重大事件に至ったこと、行政トップとしての政治的、道義的責任は極めて重いものと考えます。

2点目は、長年にわたり情報漏えいが続いていたのであれば、市に経済的損害を与えた可能性は否定できず、本来市民サービスの充実に活用できた財源が失われていた可能性もあり

ます。また、一職員が長期にわたり行為を継続していたこと自体、内部統制や組織管理上の課題を示すものであります。だからこそ第三者委員会などの設置が必要であります。

3点目は、法廷における元建設部長の供述からは、入札不調による人事評価の低下への懸念など、組織運営や組織風土が疑われる背景があったと言えます。また、長年にわたり秘匿性の高い情報漏えいが続いていたと裁判官から指摘されたこと自体、内部統制やチェック機能の不備を示すものであります。

4点目は、6月18日の委員会において、委員からの質問に対し、市長は、減額率や減額期間の具体的な根拠を明示することができず、十分な説明責任を果たしていたとは言えません。また、他自治体の事例と比較しても、本件に対する処分は軽い水準にとどまっています。事案の内容や背景はそれぞれ異なりますけれども、茨城県龍ケ崎市では市長が給料の30%6か月半、青森県五所川原市では30%6か月、北海道北見市では50%3か月など、首長自らがより重い割合や長期間の減額措置を講じている例も見受けられます。

さらに、8年前の市長就任直後の不適正な当初予算編成に際し、市長自らが30%3年6か月の減給措置を行ったことに対して比較しても、今回の市長の30%2か月、副市長20%2か月という処分は、市民の理解を得ることができないと考えます。

5点目に、6月18日の委員会において、本議案は賛成少数により否認されました。そのような状況の中で、市側において処分内容の見直しや条例案の修正、再提出が行われなかったことは誠に残念に思うものであります。一部には、この2つの議案を否決すれば市長や副市長の責任を問えなくなるとの意見もありますが、私はそのように考えません。両議案を否決したとしても、市長や副市長の責任追及ができなくなるわけでは決してありません。

ここが重要な点ですけれども、弥富市議会会議規則第19条1項に基づく議案の取下げは、議会の承認を得て行うことができるものであり、法令上、取下げに当たって特定の条件や前提が課されるものではありません。したがって、一旦議案を取り下げたとしても、処分内容を見直した上で改めて再提出することや、必要に応じて臨時会を招集し、再度議論を行うことは制度上可能でした。

以上が私の2つの議案に対する反対理由であります。なお、委員会の審査結果と異なる判断をされる議員各位におかれましては、その判断は尊重いたします。しかし、僅か1週間前の結論を覆す以上、新たな事情や合理的根拠について、賛成討論を通じて市民に明確に説明されることを要望します。

以上、申し上げましたように、この2つの議案は本件の重大性と市長及び副市長の政治的、道義的責任の重さの均衡を欠くものであり、反対するものであります。議員各位におかれましては、委員会における審査結果を真摯に受け止め、良識ある御判断を賜りますよう申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（高橋八重典君） 次に、小久保照枝議員。

○9番（小久保照枝君） 9番 小久保照枝です。

私は、議案第36号及び第37号、市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

まず委員会審査において、私は減俸処分の内容が十分とは言えないという観点から、個人として否決の立場を取りました。市民感覚に照らし、より踏み込んだ減額や説明責任の強化が必要であると考えたためです。しかしながら、本議案を本会議で否決した場合、市長、副市長の給与に対する減俸処分そのものが実施されないという結果となります。つまり、減俸の水準を課題があるとはいえ、否決すれば減俸ゼロになり、市民の理解を得られない状況を生むことになります。

私は、行政トップが自らの給与を減俸するという姿勢は、市民への説明責任、行財政改革への覚悟、市政運営に対する信頼回復において一定の意義を持つものと考えています。ここで強調したいのは、本議案への賛否と市長、副市長の政治責任の最終的な評価は全く別の問題であるという点です。現在、特別委員会において事実関係の調査が進められております。今後、その調査結果を踏まえ、議会として市長、副市長の責任の在り方を改めて議論し、必要な対応を検討していくことが不可欠であると考えます。

今回の議案は、あくまで減俸処分を行うか否かという一点に関する判断であり、政治責任の最終評価を決めるものではありません。よって、私は委員会での個人判断とは異なりますが、本会議においては減俸処分を確実に実施するため賛成いたします。

今後も、より透明性の高い市政運営、そして市民に寄り添った説明責任の徹底を求めてまいります。

以上で、議案第36号、第37号に対する賛成討論といたします。

○議長（高橋八重典君） ただいまベルが鳴りますが、これは一般質問の5分のベルに合わせてございますので、次に登壇される方は、ベルが鳴ってから名前をこちらのほうで言っていただけるとよろしいかと思います。

次に、平野広行議員。

○16番（平野広行君） 16番 平野広行でございます。

私は、議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について及び議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

最初に、この議案を審査する総務建設委員会において、反対6名、賛成1名で否認されたことは先ほどの委員長報告のとおりであります。この結果を見れば、ほとんどの議員が反対したということは、市長は言及しなくてもよいということかと判断される市民の方がほとんどであると思います。そうではありません。賛成議員、反対議員、全ての議員が給料の減給

条例に対しては反対ではありません。減給はしなければならないという考えは同じであります。反対された多くの議員は、給料減額条例の提案理由の説明に対して、納得できる説明がなかったから反対したわけであります。

誤解のないように最初に断っておきますが、私は決して減給をしなくてもいいという反対討論ではありません。私はその逆で、30%という重い減給額に対しては反対はしませんが、その減給期間がなぜ2か月としたのか、任期中6か月間にするのが妥当であると考え質疑しましたが、答弁内容がとても理解できるものではありませんので反対するものであります。

今回の官製談合事件は弥富市始まって以来の不名誉な事件であり、行政が発注する公共工事においてあってはならない事件であります。事件に関して市長の直接の関わりはありませんが、管理監督責任においては非常に重いものがあります。

市長はこれまで何度か給与減額の条例改正案を上程されておりますが、一番重い減額は30%任期中約3年6か月であったと記憶をしております。このときの給与減額は、市長自らが犯した全国自治体において前代未聞の事件に対する責任の取り方でありました。減給額は30%任期中3年6か月であったと記憶しておりますが、この責任の取り方においても前代未聞であり、非常に重い責任の取り方でありました。これを実行されたのは立派であったと記憶しております。

それと比べれば、今回の事件は市長自らが直接関わってはおりません。しかし、官製談合というあってはならない事件に対して、管理監督責任者である市長としての責任は免れません。そして、自分が信頼し大抜てきした有能な職員を懲戒免職処分という非常に重い処分を下さなければならなかった。非常につらかったと思います。であれば、これらを総合的に考えたとき、その責任の取り方として両者を比較した場合、今回の給料減額案は、その根拠の説明において納得できるものではありませんでした。私としては、決して非常に重い30%の減額については反対はしませんが、その実施期間においては残任期間である6か月間が妥当であると思います。

この事件の関係者全ての方に対してそれぞれの処分内容については、市民感情として多くの方から疑問の声が上がっております。推察ではありますが、元建設部長が逮捕され、起訴された3月4日の時点において、市長は辞任を考えられたと思います。そして、第1回公判で立石元建設部長が起訴事実を認めた時点で、6月23日に判決が出ることを踏まえ、6月議会終了後に辞任する気持ちを関係者に伝えたところ、慰留され、任期中12月1日まで続けると公表をされました。

責任の取り方はいろいろあります。6月辞任を決断されれば、それは称賛に値する決断だと私は思いました。しかしながら、市長はもう一つの責任の取り方を選択いたしました。6月辞任の決断をほごにして任期を全うするのであれば、当然のことながら任期中6か月間の

減給をすべきと私は考えます。減額する割合については異論はありませんが、その執行期間においては、何度も言いますが、任期中6か月が不可欠であると私は考えます。

他市の事例等を参考にして決断したとの答弁でしたが、他市を参考にするまでもなく、7年前に30%任期中3年6か月という全国でも例がない最も重い責任の取り方を御自身で示された身近な例があります。他市を参考にするまでもありません。7年前と比較して、今回起きた官製談合事件に対する責任の重さを任命責任者として、また政治的に様々な面から考えて出された上での減給案であるならば非常に残念であります。給料2か月間の減給案の提案理由の説明を聞きましたが、明確な説明もなく納得できませんので反対いたします。

議案第37号については、減給額20%については異論ありませんが、減給期間については市長と同じく6か月間とすべきと考え、反対いたします。

○議長（高橋八重典君） 次に、平居ゆかり議員。

○4番（平居ゆかり君） 4番、やとみ志政会、平居ゆかりでございます。

議案第36号及び議案第37号について、会派を代表し、賛成の立場で討論いたします。

今回の官製談合事件は、本市にとって信頼を大きく損なう過去にない極めて重大な事件であります。公共工事の入札は、公平性、公正性、透明性が確保されてこそ市民の信頼を得ることができるものであり、その根幹を揺るがす事件が発生したことに対し、私たちは重く受け止めなければなりません。

また、私たちは行政を監視する機関である議会として、その役割を十分に果たしていたのか真摯に受け止め、このような事件を未然に防ぐことができなかったということについて重く責任を感じております。その上で、市長及び副市長から提案されている給与の減額議案は、政治的、道義的責任を示す一つの手段であり、管理監督責任の履行は、原因究明と再発防止策によって果たされるべきと考え、現段階で本議案を反対し、市長及び副市長に何も政治的責任も求めないという結論を改めて会派として検討した結果、政治的、道義的責任は果たすべきであり、反対は適切ではないという結論に至り、本議案に賛成するものです。しかしながら、この賛成は決して官製談合事件全ての責任問題に終止符を打つものではなく、市長、副市長に対する免罪符となるものでもありません。今後、公共工事入札問題調査特別委員会並びに再発防止検討委員会の結論を踏まえ市民に対し管理監督責任の履行を求めるものです。

結びに、私たち議会もまたチェック機関としての責任を果たすべく、最後まで真相解明と再発防止に全力で取り組むことをお誓い申し上げますとともに、今回の給与減額措置は終着点ではなく、市民への信頼回復に向けた第一歩であることを申し添え賛成討論いたします。

○議長（高橋八重典君） 次に、加藤明由議員。

○8番（加藤明由君） 8番 加藤明由でございます。

議案第36号及び37号、反対の立場で討論させていただきます。

安藤市長就任後、7年半の間に4度目となる市長給料減額条例の提案であります。平成30年12月、市長就任後の翌年3月議会には、発議第2号として安藤市長に対する辞職勧告決議案が提出され、全会一致で可決されております。この中にも6名の方が議員が賛成しております。

時代は平成から令和、第1回目の減額条例案は令和元年6月議会、さきの予算関連で、議案第35号として弥富市長の給料の特例に関する条例が出ております。30%3年5か月、つまり41か月分の給料と期末手当が減額されております。2回目の減額条例、これは令和4年6月議会、公金紛失によるもの、議案46号、47号で副市長と共に提案されております。3回目、令和6年12月議会、730万円の損失、議案43号、44号、45号、これは金庫からお金が消えた件ですね、これは市長、副市長、教育長と共に3件の議案が出ております。今回で4度目の市長給料特例に関する条例を提出されてきました。前回、令和6年12月議会で私の反対討論でも、この時点で既に辞職レベルであると反対討論をさせていただきました。4回も同様な給料減額条例が提出されることなど到底あり得ないことと思います。

全国には1,718市町村があります。同数の市町村長がお見えになりますが、恐らく4回もの給料減額条例案を提出される首長は安藤市長だけであると思います。そもそも今回の事件は、適材適所として市長自らが抜てきして選んだ前建設部長が不祥事を起こしたものであります。結果として、当該人物は懲戒免職となり、退職金を棒に振るという極めて重大な事態に至っています。それにもかかわらず、組織の長である市長、そして次順位にある副市長は、これをあたかも建設部長の個人的な犯罪であるかのように矮小化をし、僅かばかりのささやかな給料減額でお茶を濁そうとしています。本来であれば前建設部長に対する厳しい処遇に匹敵するような、自らの出处進退を明らかにしてしかるべきであります。

今回の給料減額は適正を欠くものと言わざるを得ません。事件の深刻さを本当に受け止めているのであれば、市長、副市長は即刻辞任し、新体制へ移行することこそ唯一の道であります。昨年11月に事件が発覚し、公になり、逮捕者が出るという市長の辞任が問われてもおかしくないような異常事態の中で、前回3月議会にあって、あろうことかベースアップという名目で特別職の給与値上げを提案しました。一般職の給与改定は当然であっても、特別職がそれに便乗して値上げを求めるずうずうしさ、自分たちの金に対する執念にはあきれられるほかありません。居座って残り5か月も給料を支払い続けることなど到底納得できるものではありません。

その上で、本議案に対して賛成討論をされた議員並びに賛成をしようとしている議員の皆様に申し上げます。3月に自らの報酬値上げに賛成しておきながら、今回のような生ぬるい対応を容認するあなた方も根本的な姿勢は同じではないでしょうか。この事件が本当に深刻であり、ペナルティーが必要だとおっしゃるのであれば、ただ単に市長、副市長の給与案に

賛成するだけではなく、自分たち自身の議員報酬も減給して身を切るのが筋というものです。そうでなければ全く筋が通りません。

市民の血税を軽視し、自らの保身と利益のみを優先し、トカゲの尻尾切りのような、部下にのみ厳罰を押しつけるような姿勢は断じて許されません。以上の理由から、本条例案に対する私の反対討論とさせていただきます。

○議長（高橋八重典君） 次に、柴田英里議員。

○２番（柴田英里君） ２番 柴田英里。

私は、議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について及び議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についての賛成の立場から討論いたします。

今回、本市において現職職員が逮捕されるという極めて重大な官製談合事件が発生しました。このことは市民の行政に対する信頼を著しく損ない、市政運営に大きな影響を及ぼす重大な事態であり、私たちは重く受け止めなければなりません。市長及び副市長から提案された給料減額議案については、委員会審査において、今回の官製談合事件に関する責任をこの給料減額によって問うことが適切なのかという観点から慎重に検討した結果、私は反対の立場を取りました。しかし、その後、改めて議案の趣旨を検討した結果、本議案は官製談合事件そのものの責任を完結させるものではなく、市長及び副市長が組織のトップとして政治的、道義的責任を示すためのものであると判断いたしました。

組織において不祥事が発生した以上、その責任を全く問わないということは、市民の理解を得られないものと考えます。その意味において、本議案による一定の責任の明確化は必要であると判断し、賛成するものであります。ただし、本議案の可決によって今回の問題が終わるわけではありません。市長、副市長におかれましては事件の原因究明と再発防止策の徹底に全力で取り組まれるとともに、議会の公共工事入札問題調査特別委員会での調査結果や市民の声を真摯に受け止め、信頼回復に向けた具体的な行動を示していただきたいと思います。市民の信頼を取り戻すことこそが最も重要な責務であることを申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（高橋八重典君） 次に、佐藤仁志議員。

○１１番（佐藤仁志君） １１番 佐藤仁志。

議案第34号令和８年度弥富市一般会計補正予算（第３号）について反対の立場で討論します。

本議案は、ＪＲ弥富駅自由通路に関する補助金が当初見込んだ補助金の半額にとどまり、巨額の不足分は将来の借金である市債で穴埋めされます。事業方法が間違っています。両側改札等の簡易なバリアフリー化で十分対応可能でした。

今後についてなんですが、今後も引き続き国の予算不足、予算枠の不足について満額交付

が困難なことは明白です。この間、希望すれば増える、陳情に行けば増えるという市長の根拠なき精神論は無責任です。さらに言うならばＪＲと名鉄への丸投げです。事業をＪＲと名鉄に丸投げして市側のチェックが全然できていません。将来世代を付け回す本事業の予算編成には到底同意できません。まず、これについて一旦終わります。

次、議案第36号、市長の給料の特例に関する条例並びに議案第37号、副市長の給料の特例に関する条例に対して、一括して反対の立場から討論を行います。

両議案とも、この一連の８年ないし７年弱の一連の不祥事に対する責任を給与の一部カットで済ませようとするものですが、このような形ばかりの責任の取り方は到底認められません。市長は政治トップとしての真相解明を放棄しています。副市長は、事務方トップとしての組織マネジメントの崩壊というそれぞれ異なる重大な責任から逃げています。

まず市長のほうからですが、市長に関して言えば、既に給与減額の申出は実に４回目です。本来であれば即刻辞任すべき事態ですが、市長は独立した真の第三者委員会の設置を先延ばしにし、議会でもまともな答弁をしていません。真相究明を放棄してきました。

さらに、逮捕されたのは２月なんですが、実際には１１月の段階で市長、副市長には警察から内定が入っているということがもう既にあったんです。ですから、７か月間問題を放置したまま毎月の給与と１２月、６月、期末手当を平然と満額受給しています。ちなみに、期末手当というのは成績が優秀ということで出すんですからね。

このまま任期満了まで居座り多額の退職金を手にする計算であり、市民感情を大きく逆なでしています。真相究明から逃げたまま一部カットで済ませようとするのは、自らの延命を図る単なる免罪符です。

次に副市長です。この方もこの任期中で３回目という前代未聞の異常事態です。副市長の責任の核心は、事務方トップとしてのマネジメントが完全に崩壊しているという点です。談合事件だけでなく、生涯学習課での公金紛失、重大案件での議会同意の欠如、さらには違法な固定資産税の増額による国家賠償、まだ確定していませんが１０万円の国家賠償金です。これは全国でも類を見ない異常事態です。これらは氷山の一角であり、全て副市長の足元で起きた客観的な結果です。反省して改善するという不毛な精神論はもう通用しません。

７年弱もこの惨状を悪化させてきた副市長の下では組織刷新など絶対に不可能です。給与減額の状態をこれ以上議会は許してはなりません。市長、副市長がそれぞれ取るべき真の責任の取り方は、給与を削って職にしがみつ়くことではなく、両名とも直ちに辞職することです。この欺瞞に満ちた両議案には断固反対すると申し上げ、私の一括討論といたします。

○議長（高橋八重典君） 次に、那須英二議員。

○７番（那須英二君） ７番 那須英二。

議案第34号、36号、37号について反対討論とさせていただきます。

まず、第34号弥富市一般会計補正予算（第3号）についてですが、その中には西部小学校のプールの解体費が入っております。このプール、西部小学校の位置は、将来的にはよつば小学校の敷地となるわけで、よつば小学校のプールは廃止する、最初からないという状況がつくられます。そして、市の方針を聞いてみると、今後プールに対して使えなくなったら廃止という方針で民間委託が示唆されています。しかし、民間委託とはいっても、弥富市内にそのプールは事業者として入っておりません。とすると、他自治体によってプールに移動して授業を行うことになるのかなりの移動時間が失われ、そして、ほかの授業に対しても圧迫するというような状況になります。そうなりますと子供の学習面が大変不安があります。そういう中では、やはりプールの解体ではなく、存続を目指して、より複合的に考えるべきだったと思います。そのような中、今回プールの解体費が入っておりますので、それは賛同できません。

また、自由通路事業については先ほど佐藤議員もおっしゃいましたので割愛させていただきますが、市の持ち出し分が大きく増大します。このまま増大していけば、ほかの一般事業にも多大な影響を及ぼしていく。現に子育て支援に対するものであったり、高齢者福祉に関するものであったりするところが大きく削られている状況があります。そのような中で、この予算を賛成することはできません。

そして、議案第36号、37号、市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定、要は報酬減額についてですが、報酬30%、20%の2か月減額ということが他の自治体例を参考にし自ら判断したと言いますが、あくまで元部長の管理監督責任という認識であり、事の重大性が理解されていないように感じます。管理監督責任で矮小化される、談合を長年放置してきたことを全く反省がなく、認識がない状況でございます。

裁判では長年にわたる談合についても示唆されており、私は以前より指摘してきたこの高落札状況について調査を行ってほしいということで再三求めてまいりました。しかし、それには調査を行わず今回のような惨事を起こしてきました。少なくとも市長就任の7年間、8年間で99%近い高落札率の入札工事が200億円以上に上ることを考えれば、入札におけるコスト抑制効果を考えるならば20億円規模の損失の可能性もはらんでいる状況です。その認識に立たなければ、幾ら任期中しっかりと調査を行うと言っても、どこか他人事で、本当に誠意を持って調査できるのか不信感が残ります。そのような認識の下で報酬減額で謝罪する姿勢を見せ、留飲を下げようとするのでは、信用に値するものではありません。

また、一部議員には、この議案に反対すると何も求めないことではないかということで討論されていた方もいらっしゃいますが、この議案は、この30%2か月、あるいは副市長に至っては20%2か月、この甘い認識の中でこの議案を認めるかどうかであります。そういう中では、もしそれ以上の求めに応じるのであれば辞職勧告決議に賛成するべきではなかったで

しょうか。それを反対しておいて、この議案に、このお茶を濁したような議案に対して甘い認識で認めていく。これこそが罰なんだということであれば、それはやはり認識から改めるべきであり、基本的には平野議員のおっしゃったような形で求めるとか、ほかの立場でもできたのではないのでしょうか。そういう中では、やはり今でもまだ採決を取っておりませんので、今からでも意見をひっくり返して、やっぱりおかしいなということができるかと思いますので、その認識の上で慎重審議の御判断を考えていただければというふうに思っておりますので、そのことも含めて今回の3件について反対討論とさせていただきます。

○議長（高橋八重典君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 議案第31号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。

この議案は児童クラブの値上げということでございます。国の示す保護者負担の基準が経費の2分の1、50%という説明がありました。その采配は各自治体の自由であり、現に稲沢市やあま市など、現在でも5,000円以下で行っている自治体もございます。

厚生文教委員会にては今後もだんだん値上げしていくような方向性の示唆があったと思いますが、仮に50%を目指すとしたら、今の2.5倍、月額1万2,500円も負担することになります。そもそも地方自治体として住民の福祉の増進を掲げておきながら、何でも受益者負担に押しつけるというのは矛盾しております。

また、子育て応援を掲げながら県内ほとんどの自治体が行っている小学校給食費の無償化を行わず、愛知県で一番高い給食費になっているのに近隣市町と児童クラブの料金だけを見て判断するのもおかしい状況でございます。全体的な小学生1人当たりに係る負担を考慮すべきですが、その調査も行われてはおりませんでした。そして、体育館のエアコン整備も遅れ、熱中症対策も不十分であり、学校プールすら廃止の方向で、授業時間まで減らし、学習環境も不安に残ります。

また、もう一つには、職員や会計年度職員の給料を持ち出し、説明するところにも大変遺憾な思いがございます。児童クラブのスタッフの給料と利用者の負担はイコールの関係ではなく、対立をあおるようなものではありません。弥富市が子育てに予算を充てるかどうかということであって、保護者負担が少ないからスタッフの待遇改善ができないという構図を持ち込むこと自体が健全な児童クラブ運営に支障を来しかねないという状況です。スタッフさんのモチベーションを損なう結果になりかねません。

弥富市が予算をどこに振り分けるのか、子育てよりも自由通路などにお金を回したという結果であり、子育てに力を入れていないという現状から目を背けるための言い訳にすぎない

ことを自覚すべきだと思います。そうした中では、今回この負担の増ということは、やはり子育て支援にも大変逆行するという観点から、この議案に対して賛同することはできません。

ぜひ議員の皆さん、特にマニフェストとして子育て支援と掲げているのであれば、慎重審議をしていただいて、今でも採決に対して判断可能かと思いますので、そこも含めて検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（高橋八重典君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（高橋八重典君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第28号から議案第30号、以上3件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋八重典君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号から議案第30号、以上3件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号について採決をいたします。

議案第31号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋八重典君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号及び議案第33号、以上2件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋八重典君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号及び議案第33号、以上2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋八重典君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋八重典君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋八重典君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 12番 江崎貴大。

議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について、附帯決議を提出したいので許可を求めます。

○議長（高橋八重典君） ただいま江崎議員より、議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議の動議が提出されましたが、所定の賛成者はありますでしょうか。

賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋八重典君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

この際、本動議を直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋八重典君） 異議なしと認めます。

よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで、議事整理のため暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時26分 休憩

午後3時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（高橋八重典君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議

○議長（高橋八重典君） この際、追加日程第1、議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 12番 江崎貴大でございます。

議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議を提出いたしましたので、その決議案の内容を申し上げます。

本議会は、議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例を可決しました。今回の官製談合事件は、市民の市政に対する信頼を大きく損なう重大な事案であり、本議会は、市長がその道義的責任に対する措置として提出した本議案を可決したところでございます。しかしながら、本件に係る組織的課題の検証及び再発防止策については、現在、公共工事入札問題調査特別委員会において調査が継続されているところであります。

よって、市においては特別委員会の調査及び提言並びに外部有識者を含む再発防止検討委員会の提言を真摯に受け止め必要な改善措置を講じるとともに、市民の信頼回復に全力で取り組むことを強く求めるものであります。

以上、御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（高橋八重典君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 那須英二議員。

○7番（那須英二君） 議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議に対して質問させていただきます。

まず、文章を通して読ませていただきましたが、この件については、ここで附帯決議として上がっている文章、例えば本件に係る組織的課題の検証及び再発防止策については、公共工事入札問題調査特別委員会にて調査が継続されており、そして、市においては特別委員会の調査及び提言並びに外部有識者を含む再発防止検討委員会の提言を真摯に受け止め、必要な改善措置を講ずるというふうに書いてあります。

そういう中では、委員会を通して総務委員会の中では、市長自らがこの議案に対して説明の中でこのことを述べておりました。議会としてあえて附帯決議として出す理由は何なのか。そしてまた、この理由をもって、逆に委員会で反対してきた人が賛成にひっくり返るというようなことにはならないかと思うんですが、その辺の認識をお願いします。

○議長（高橋八重典君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 2つ質問されました。2つ目については、その議員に聞いていただけたらと思います。私が答えられることではありません。

1つ目につきましては、市長が述べたこともそれも重要ではありますが、議会として決議という形で意思を表明する必要があると判断したため、このような決議案を出させていただきました。

○議長（高橋八重典君） 那須議員。

○7 番（那須英二君） 質疑としては以上です。

○議長（高橋八重典君） 他に質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 佐藤仁志議員。

○11 番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。質問させていただきます。

これ3回までですか。

○議長（高橋八重典君） はい。

○11 番（佐藤仁志君） 今これ決議案を今日見させていただいたんですが、一番最後ですね、「よって、市においては」。それで、この減額案って、まずは市長の任命責任、道義的責任だというふうに先ほどから皆さん賛成、反対討論されていますから、ここの部分、「市においては」じゃなくて「市長においては」じゃないんでしょうか。というのは、その次です。「再発防止検討委員会の提言を真摯に受け止め、必要な改善措置を講ずる」。再発防止検討委員会の委員長は市長です。あるいは市長、副市長、市の幹部でつくった会議です。これは全く意味をなしていないっていうか、自分たちでつくった再発防止検討委員会で都合のいい提言をつくって、それを真摯に受け止め、しかも、市長においてはじゃなくて市においてはと。これは全く国語的にも意味がないと思います。なので、この点について不備があるというふうに私は思いますので、その点についての釈明を求めます。

○議長（高橋八重典君） 釈明ではなくて答弁です。

○11 番（佐藤仁志君） 質問です。だから、このままでは駄目です。

○議長（高橋八重典君） 今の質問でよろしいんですね。

江崎議員。

○12 番（江崎貴大君） 不備があるとは考えておりません。

○議長（高橋八重典君） 不備があるとは考えておりませんという答弁でございました。

佐藤議員。

○11 番（佐藤仁志君） 2回目です。要は市長を守りたいということですよね、市長とここにあって書かずに。

○12 番（江崎貴大君） 今質問ですよ。

○11 番（佐藤仁志君） 次はですね……。

○議長（高橋八重典君） 佐藤議員に申し上げます。

○11 番（佐藤仁志君） 意見があったら挙手して言ってください、どうぞ。

○議長（高橋八重典君） 佐藤議員に申し上げますが、質疑ですので、議案第36号、この附帯決議について江崎議員が先ほど趣旨を述べられました。それについての質問を簡潔にお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 堀岡議員。

○１０番（堀岡敏喜君） 質疑は、議員は意見を述べることはできません、本会議のときは。その旨を議長にお諮りをお願いいたします。

○議長（高橋八重典君） その旨踏まえて、佐藤議員、質疑をお願いします。  
佐藤議員。

○１１番（佐藤仁志君） 先ほどの質問について言うならば、国語的に全く理解できないので再説明を求めたものです。確かに市長を守るんでしょという話についていえば、意見と言われれば意見かもしれません。その点については真摯に反省してもいいと思います。

２点目です。

じゃあ議会として、この特別委員会の提言、それからこの市長がトップとなっている再発検討委員会の提言を、必要な改善措置を講ずるとともに、ここから先です。必要な改善措置を講じたかどうか、市民の信頼回復ができたかどうかというのは誰がどう検証するんでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 江崎議員。

○１２番（江崎貴大君） そちらを検証する必要があるという前提の下、この附帯決議を行っております。この附帯決議を議会から出すことによって、そちらも検証する必要がある出てくるというものになっています。

○議長（高橋八重典君） 佐藤議員、最後です。

○１１番（佐藤仁志君） はい、最後です。

今の答弁は、だからそれを誰がやるんですかと聞いているんですよ。それをもっと具体的に言ってください。その議会がとかそういう抽象的な話じゃなくて。誰がこれをやったかどうか検証するんでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 江崎議員。

○１２番（江崎貴大君） こちらの附帯決議を議会として出すことによって議会が行うというものになります。

○１１番（佐藤仁志君） 質問を終わります。

○議長（高橋八重典君） 他にございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（高橋八重典君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております追加日程第１、議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋八重典君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 16番 平野広行でございます。

反対の立場で討論させていただきます。

議案の審査は各常任委員会に付託し、本会議からの制約を受けず、独立性をもって公正、自由に審査され、その審議の経過と結果を委員長報告として行い、それに対して本会議において質疑・討論が行われ、採決となっております。今まさにそれを行っております。

あくまでも委員会の決定は委員会としての結論であり、本会議での採決に当たり判断材料であることは十分承知しております。しかしながら、委員会での圧倒的多数により反対した結果に対して、それを覆すように本会議においては賛成多数という結果で可決をただいまされました。市民からすると、この議案に対するこの取組方、取扱いについて、議会運営はどうなっているんだという議会不信にもつながりかねない発議議案であり、反対をいたします。

○議長（高橋八重典君） 賛成討論の方は見えますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（高橋八重典君） では、反対討論の方、他にございますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 那須英二議員。

○7番（那須英二君） 議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議に対して、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど質疑させていただきましたが、この附帯決議の内容は、総務建設委員会にて既に市長がそのように行うということを述べたものでございます。その内容と全く同意義のものが附帯決議として発議されていますが、そういう中では議会が出すことに効果があると言っておりますが、この附帯決議の文言が効果があるとは思えません。

また、それに追随して、今、市長でいえば30%2か月の減額で認める理由にされても困りますし、それはやっぱりこの36号の議案自体を反対した私の立場からしても認めるわけにはいかないということで反対させていただきます。

○議長（高橋八重典君） 他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議に対して、反対の立場から討論を行います。

こんな希望的観測に基づくお願いで事態が動くのなら、とっくの昔に動いています。市長にこの提言を真摯に受け止める姿勢があり、自浄作用を発揮できるのであれば、議会からわざわざ求められるまでもなく、とっくに独立した第三者委員会を立ち上げ聖域なき原因究明を進めているはずです。それがいまだにできない、真に客観的に独立した第三者委員会すらつくらない、だからこそ今の危機的な状況を招いているのではありませんか。

僕は質疑のところで市長に一回申し上げたことがあるんですけど、自分は大して悪くないと思うんだったら第三者委員会をつくって、第三者委員会に市長、大して悪くないねと言ってもらえばいいじゃないですか。これまで自らに統合できなかったトップに対して、今さら議会が全力で取組を求めるとか文言を突きつけたところで全く無意味です。これは厳しい態度を示しているように見せかけるだけの市民に対するポーズにすぎません。

今回の官製談合事件は、一部の給与をカットしたり耳障りのよい決議でお茶を濁して済むような次元の話ではありません。市政に対する市民の信頼を根底から破壊した極めて重大な事件です。自ら真つ当な改善措置すら講ずることができないのであれば、市長に取っていただくべき道義的責任はただ一つ、辞職しかありません。辞職していただく以外にこの市政を立て直す道はないのです。よって、現状を追認し、本質的な責任追及を先送りするだけの無意味な本附帯決議案には断固反対いたします。

今後も市政の浄化が図れないようであれば、来る9月定例会において改善が見られればいいんですけど、見られなければ、いよいよ市長に対する不信任決議を堂々と問うべきであると宣言し、私の反対討論といたします。

○議長（高橋八重典君） 他に討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 堀岡敏喜議員。

○10番（堀岡敏喜君） 10番 堀岡でございます。

議案第36号に対しての附帯決議に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本来、議会といいますのは、委員会で、先ほど36号、また37号は否決をされた。否決をされた。否決をされたのであれば、委員会の責務として修正動議または附帯決議を出すべき、そして行政側に修正を求めるべきです。委員会として、また議会として。それを個人が幾ら主張をされたところで我々は議会、市民の代表としての議会ですから、そこでしっかり意見をまとめて行政に持っていく、伝える、それが議会の在り方、また委員会の在り方。何のた

めに委員会で審査をしたのか、やはりそういう結論を行政に伝えるためだと私は思います。

ですので、委員会でできなかったことを今回、公共工事入札問題調査特別委員会の委員長が附帯決議としてされたということで私は理解しておりますので、賛成の立場で討論いたします。

○議長（高橋八重典君） 他に討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 横井克典議員。

○５番（横井克典君） ５番 横井克典です。

私は、この議案第36号について反対の立場で討論します。

先ほど議会の委員長がということです。これは実際、議会の総務建設委員会の審査の上で否認という結果がそもそももう出ているわけです。それが議会の仕組みであります。それが議会運営上、委員長が市側にどうこうってことではなくて、この市側が自主的に総務建設委員会の審査の結果、否認されたということを真摯に受け止めて、自主的に議案を取り下げ、または修正をし、そういうことが本来の委員会の採決、それが委員会の重みなんです。委員長は市に働きかけるといって自体は、そんな権限はありません。そのために委員会で審議しているものですから、それを本来は市がしっかり受け止める、そういった謙虚な姿勢がない以上、この附帯決議、これ内容を見させていただくと、この附帯決議は当然行政側がやらなくてはいけない、別に附帯決議しなくてもやらなくてはいけないことなんです。また、議会も特別委員会として市側をチェックしていく、それをごく当たり前のことを書いて附帯決議、こんな附帯決議しなくても当たり前のことなんです。それをわざわざここで議論することすら私は間違っていると思います。

ということで、反対の討論をさせていただきました。以上です。

○議長（高橋八重典君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（高橋八重典君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

追加日程第１、議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋八重典君） 起立多数と認めます。

よって、追加日程第１、議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議は可決されました。

次に、議案第37号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋八重典君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 江崎貴大議員。

○12番（江崎貴大君） 12番 江崎貴大。

議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について、附帯決議を提出したいので許可を求めます。

○議長（高橋八重典君） ただいま江崎議員より、議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議の動議が提出されましたが、所定の賛成者はありますでしょうか。

賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋八重典君） 所定の賛成者がいますので、動議は成立しました。

お諮りします。

この際、本動議を直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋八重典君） 異議なしと認めます。

よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで、議事整理のため暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時07分 休憩

午後4時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（高橋八重典君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議

○議長（高橋八重典君） この際、追加日程第2、議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

江崎貴大議員。

○１２番（江崎貴大君） 12番 江崎貴大でございます。

議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議を提出いたしましたので、その決議案の内容を申し上げます。

本議会は、議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例を可決しました。今回の官製談合事件は市民の市政に対する信頼を大きく損なう重大な事案であり、本議会は副市長がその道義的責任に対する措置として提出した本議案を可決したものでございます。しかしながら、本件に係る組織的課題の検証及び再発防止策については、現在、公共工事入札問題調査特別委員会において調査が継続されているところでございます。

よって、市においては特別委員会の調査及び提言並びに外部有識者を含む再発防止検討委員会の提言を真摯に受け止め、必要な改善措置を講ずるとともに、市民の信頼回復に全力で取り組むことを強く求めるものでございます。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋八重典君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 佐藤仁志議員。

○１１番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。質問します。

これの先ほどから討論を聞いていると、やっぱりここはひとつ議会としてきちんと見ていかなきゃいけないという意見が非常に多うございました。それを前提としておいて、今後、市では現在、公共工事入札問題特別委員会があります。この文言を読んでいると、提言を真摯に受け止め、提言を出したら、もう再発防止委員会は終わりなんではないでしょうか。やはりここはほかの方の討論を聞いていても、提言を出して、それが実行されたかどうかをきちんと委員会として確実に確認する必要があるのかないのか、もちろんそれが質問です。もちろんほかの常任委員会で行うとか……。

○議長（高橋八重典君） 佐藤議員に申し上げます。質問は1個ずつお願いします。

続けてどうぞ。

○１１番（佐藤仁志君） じゃあ、以上質問です。

○議長（高橋八重典君） 江崎議員。

○１２番（江崎貴大君） 再発防止検討委員会を続けるかどうかという質問が最初にありました。そちらは市側に確認していただけたらと思います。私の立場で答えられることではございません。

○議長（高橋八重典君） 佐藤議員。

○１１番（佐藤仁志君） 答えられないということであると、出口のないイメージの提言であ

って、あとは議会全体で何とかするんでしょうという、そういうつもりで出したんでしょうか。答弁を求めます。

○議長（高橋八重典君） 江崎議員。

○１２番（江崎貴大君） 再発防止検討委員会は市が設置しているものでございますので、私の立場で答えられることではございません。

○議長（高橋八重典君） 佐藤議員。

○１１番（佐藤仁志君） 俺、今、再発防止委員会と言ったんでしたっけ、ごめんなさい、そうやって言ってくれやいいのに。

要は、議会として公共工事特別委員会としてきちんと最後見届ける必要があるし、それから私、ちょっと想定していなかったのもので、じゃあ質問としては、その２つともきちんと検証するまでやるべきなんじゃないでしょうか。これは２回目でしたよね。

○議長（高橋八重典君） ３回目です。

○１１番（佐藤仁志君） もしそれで駄目だったら、きちんと百条委員会をつくるべきだと思いますが、提案者の答弁を……。

○議長（高橋八重典君） 江崎議員。

○１２番（江崎貴大君） 百条委員会の設置については、議会のほうで皆さんで議論していただけたらと思います。私の一存で決められることではございません。

○１１番（佐藤仁志君） 答弁漏れ。だから、最初のこの市の委員会と議会の委員会はどうされるんですか。

○議長（高橋八重典君） 江崎議員。

○１２番（江崎貴大君） 市の委員会に関しては市が設置したものでございますので、そちらで確認していただけたらと思います。特別委員会に関しては、協議事項というか、特別委員会に協議事項として付託されたというか、協議案件に関して事件が終了したら終了するということになっておりますので、そちらが終われば終わるし、終わってなければ終わらないということになります。

○議長（高橋八重典君） 終わりましたよ。

○１１番（佐藤仁志君） まとめます。

○議長（高橋八重典君） 質問にまとめは要りませんので。質疑にまとめ入りませんので終わってください。

○１１番（佐藤仁志君） じゃあ、また討論で言います。

○議長（高橋八重典君） 終わってください。

他に質疑の方はございますか。

あくまでも質疑について、この議案についての質疑をお願いします。個人的な意見は要り

ませんので質疑にまとめてください。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 那須英二議員。

○7番（那須英二君） この議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議の中で、副市長の道義的責任に対する措置としてということで文言として書かれておりますが、この道義的責任というのは、今回の談合問題に対して部下が行ってしまったことに対しての管理監督責任なのか、それとも長年にわたっての談合を放置してきたこの責任なのか、どのような見解でこの文言としては書かれているんでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 提出理由として最初に説明したものと管理監督の責任という説明がなされていたし、委員会の質疑の中でもそういうふうにあったので、そういう意味だと思います。こちらの附帯決議に関しては、そこはまた関係ないというか、また別の次元の話で、こちらの道義的責任に対する措置というのは、こちらの37号の自体の議案のことになると思いますので、そちらをどういうふうに考えているのかは各議員の賛否状況がありますので、各議員に確認していただければと思います。

○議長（高橋八重典君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、発議されているのは江崎特別委員長です。その上で、この道義的責任の文言に対して各議員の判断というのだと、やっぱりこの発議としておかしくなるんじゃないかなと思うので、そこをはっきりしていただかないと審議できないと思いますが。

○議長（高橋八重典君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 私の意見は一番最初に言いました。委員会の説明であったり提案理由の中で、管理監督責任というところをもってこちらの責任の取り方をしているというふうに説明をされていたと思いますので、そちらが私の思いであります。可決されたということは、僕自身の可決じゃなくて、私自身は賛成をする一議員の立場でありますので、可決したという結論自体は、議会あるいは議員全員の総意というか、それぞれの意見の集まりでありますので、各議員に確認していただきたいというふうに申し上げたところです。

○議長（高橋八重典君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 総務委員会の中では、やはり道義的責任の今、市長や副市長が感じているその責任の所在というんですかね、やっぱりそのところが私としては一つの焦点になっていると思うんです。そういう中では、やはりこの道義的責任が仮に管理監督責任という答えであるのであれば、やっぱりそこはもっと具体的に、それと同時に、やっぱり長年にわたる談合問題に対してということをやぜひ入れてほしいと思いますが、その修正を行う見解はありませんでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 長年に続いていたと言われる談合の組織風土みたいなところは、それこそこの特別委員会の中で調査をしている継続をしているところでありますので、その中で新たな事実であったりたゞしていかないことがあれば、その際に責任を求めていくものであると考えております。

○議長（高橋八重典君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 質疑としては終わります。以上です。

○議長（高橋八重典君） 他に質疑の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（高橋八重典君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております追加日程第2、議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋八重典君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議について、反対の立場から討論を行います。もちろん先ほどとは違った観点から討論させていただきます。

ただ、共通するのは、副市長にこの提言を真摯に受け止める姿勢があり、自浄作用を発揮できるのであれば、こんな議会からわざわざ求められるまでもなく、とっくに独立した第三者委員会を立ち上げ、聖域なき原因究明を進めていたはずです。私も大変残念なのは、別に個人攻撃したいわけじゃないんですよ、事実を言っているんですよ。

2月の記者会見のときに記者から厳しい質問を受け、市長自らが第三者委員会を設置しますと言ったから、記者はそれ以上追及できない。じゃあ次は第三者委員会かなということで追及の手が止まったんです。市長を補佐する副市長の役目は、だからきちんと市長がその記者や市民からの信頼が回復できるような体制をいかにして整えるかという実務のトップなんです。一生懸命やったかやっていないかなんていうのは表から分かりません。だけど、現実

に出来上がった委員会、内輪の委員会、第三者委員会のうちの一人は利害関係者なんです。そこが大変残念です。もう精神論はやめましょう。

もう一つ残念なのは、今回の提案者は、まさしく市側の公共工事入札問題調査特別委員会の委員長なんです。だから、もちろん市議会というのは合議制ですから、委員長1人で勝手にこれを続けますという発言は恐らく控えられたんだとは思いますが、この調査特別委員会という市民が注目する委員長に就任されたということは、少なくとも議会16人を代表してこの問題の解明を引っ張っていくということを自らされているということなんです。なので、今の質問の答弁についても、確定については議会で決める。もちろん議長、議会の運営委員長、様々な常任委員会の委員長の関係もあるでしょう。それは分かります。だけど、本気でこの問題について私が質問したように、もう報告書、提言出したらさよならということなんですか、その確証が得られません。要するに、市長、副市長が早々に報告書を出せばそれでおしまいということについて市議会がそれを追認するとは思えません。

これは、マスコミだけじゃなくて市民の皆さんもぼちぼちかなり注目していることなんです。だから附帯決議を出すというのは、ある意味前進かもしれません。そこは一定評価します。だけど、附帯決議の中身を聞いたときに覚悟がない。市民に対して徹底的にこの問題を暴いて、膿を出して清算するという覚悟が感じられませんので、これについては賛成できません。以上です。

○議長（高橋八重典君） 他に討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議に対して、反対の立場で討論させていただきます。

この中の文言の中で、副市長がその道義的責任に対する措置ということで質疑させていただきました。その判断は各議員の判断によるところとか、あるいは個人的には管理監督責任というところが強調されたわけで、ただ調査特別委員会の中では、それは今の談合、長年にわたる談合に対しても調査するというんですけれども、やはり今の副市長というのは、やはり入札に関して実務上判断する立場にあって、談合を止められる位置にあったわけです。やはりその認識を持ってもらわなければ、ここに書いてある文言というのは絵空事になって、しっかりと調査し、再発防止になるかは不安でしかありません。附帯決議するのであれば、そこをしっかりと明確にして文言として入れ、追加するべきだと思い、この附帯決議に対しては反対とさせていただきます。

○議長（高橋八重典君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（高橋八重典君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

追加日程第2、議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋八重典君） 起立多数と認めます。

よって、追加日程第2、議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議は可決されました。

本日、安藤市長より議案第38号が提出されました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋八重典君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第38号 令和8年度弥富市一般会計補正予算（第4号）

○議長（高橋八重典君） この際、日程第14、議案第38号を議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第38号令和8年度弥富市一般会計補正予算（第4号）につきましては、令和8年8、9月分の上水道基本料金を免除するための費用を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋八重典君） 議案の説明を総務部長に求めます。

横江総務部長。

○総務部長（横江兼光君） 議案第38号令和8年度弥富市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,284万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ210億4,039万9,000円とするものでございます。

歳入予算の内容といたしましては、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,643万3,000円、財政調整基金繰入金2,641万6,000円を増額するものでございます。

歳出予算の内容といたしましては、衛生費の海部南部水道企業団負担金事務におきまして、海部南部水道企業団負担金5,284万9,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（高橋八重典君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（高橋八重典君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋八重典君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋八重典君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第38号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋八重典君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議員派遣の件

○議長（高橋八重典君） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第167条の規定により、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋八重典君） 異議なしと認めます。

よって、本件は配付のとおり議員を派遣することと決しました。

お諮りします。

その後の情勢により内容に変更が生じる場合、議長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋八重典君） 異議なしと認めます。

よって、内容に変更が生じた場合、議長に御一任いただくことと決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 閉会中の継続審査について

○議長（高橋八重典君） 日程第16、閉会中の継続審査について議題とします。

議会運営委員長、総務建設委員長、厚生文教委員長及び公共工事入札問題調査特別委員長より、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、総務建設委員長、厚生文教委員長及び公共工事入札問題調査特別委員長の申出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋八重典君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、総務建設委員長、厚生文教委員長及び公共工事入札問題調査特別委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって令和8年第2回弥富市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時33分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 高 橋 八重典

同 議員 平 野 広 行

同 議員 伊 藤 千 春